

公益財団法人 日本サッカー協会
2026年度 第3回理事会

2026年3月12日

決議事項

1. 「プロサッカー選手の登録、契約及び移籍に関する規則」他各種規則の改正の件

(決議) 資料1

法務委員会における審議および決議を踏まえ、以下の通り各種規則を改正したい。

■改正対象規則および主な改正内容

(1) 「プロサッカー選手の登録、契約及び移籍に関する規則」

① プロ契約締結可能な最少年齢の変更

プロ契約を締結できる最少年齢について、現行の「16歳以上」から「高校1年生相当年齢」に変更する。本改正は、Jリーグからの要請を踏まえたものであり、Jリーグ理事会（2025年12月）においては既に方針決定がなされている。

② シーズン内に登録・出場可能なクラブ数に関する規定の整理（FIFA規則への適合）

Jリーグのシーズン移行を受け、シーズンが重複するリーグ間で移籍する場合に、例外的に3クラブ目での公式試合出場を認めるFIFA規則を国内規則においても明確化する。

※「女子プロサッカー選手の登録、契約及び移籍に関する規則」および「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」についても、同様の内容に改正する。

(2) 「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」

アマチュア選手の定義について、FIFA規則に合わせ文言を適正化する。

(3) 「懲罰規程」

不服申立委員会の決定について、決定理由の通知に先立ち、結論部分のみを速やかに通知することができる旨を明示し、FIFA規則との整合性を確保する。

(4) 「和解あっせんに関する規則」

和解あっせん制度は制定から相当期間が経過しており（2004年制定）、現行の実務・運用環境との乖離が生じていることから、手続の電子化への対応や書面による手続きの明確化等、現行運用に即した内容に改正する。

■参考

(1) 「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」 第10条に基づき、理事会決議

(2) 「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」 第10条に基づき、理事会決議

(3) 「懲罰規程」 第49条に基づき、理事会決議

(4) 「和解あっせんに関する規則」 第21条に基づき、理事会決議

2. 「指導者に関する規則」の改正の件

(決議) 資料2

「指導者に関する規則」のうち、指導者ライセンス再認定制度を以下の通り改正したい。

■概要

ライセンス失効対策の取り組みの一環として、チーム登録におけるライセンス保有義務化に対応し、部活動地域展開を見据えて、失効したライセンスを再認定する要件を緩和する。

■主な改正内容

項目	旧要件	改正後
再認定を認める期間	◆やむを得ない事情の場合（妊娠出産・病気怪我・介護など）4年以内：研修受講	◆やむを得ない事情の場合（妊娠出産・病気怪我・介護など）30年以内：研修受講 ◆事情は問わず30年以内：失効期間とライセンスを勘案し料金の支払+研修受講
対象者	◆本人の意思に基づいて退会している場合：再認定不可	◆本人の意思に基づいて退会している場合：再認定可
対象者	◆過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合：再認定不可	◆過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合：再認定可

■参考

「指導者に関する規則」第28条に基づき、理事会決議

※引き続き、懲罰期間対象者については再認定不可とする。

3. 役員等予定者選出の件

（決議）資料3

役員等推薦委員会にて推挙された次期役員等（理事、監事、委員長、名誉役員）について、理事および監事については3月29日開催予定の定時評議員会に付議し、委員長および名誉役員については同日開催の理事会に付議したい。

■参考

「役員を選任及び会長等の選定に関する規程」第27条に基づき、理事会決議

4. 各種委員会組織運営規則改正の件

（決議）資料4

各種委員会組織運営規則第2条に規定されている委員会のうち、「リスペクト委員会」について、委員会名称および所管事項を以下の通り改正したい。

■改正事項

- ① 委員会名称を、「リスペクト委員会」から「サステナビリティ・リスペクト委員会」に改正
- ② 委員会所管事項を、下記の通り改正

変更前	変更後
(1) リスペクトに関する事項	(1) 環境に関する事項
(2) フェアプレーに関する事項	(2) 人権に関する事項
(3) 暴力・暴言・ハラスメント・差別等の防止に関する事項	(3) 健康に関する事項
(4) 社会貢献に関する事項	(4) 教育に関する事項
(5) 復興支援に関する事項	(5) 地域に関する事項
(6) サッカーを通じたダイバーシティ、インクルージョン	

■改正の背景

社会課題が複雑化・高度化する中で、環境問題、人権、心身の健康、教育など、サッカーを取り巻く環境も大きく変化している。こうした状況の中で、サッカーやスポーツの社会的影響力を最大限に活かすため、JFA には競技領域内に留まらない社会的役割や責任が求められている。

この背景から、リスペクトやフェアプレーを中心としてきた従来の枠を踏まえつつ、環境、人権、教育、地域、健康といったサステナビリティ全体に取り組みを広げ、未来を担う子どもたちにより良いサッカー環境をつないでいく。そのため、サッカー・スポーツ領域におけるサステナビリティに関する取り組みを持続的に推進していく観点から、サステナビリティ全体を所管する体制の在り方を見直し、委員会名称および所管事項を変更する。

■参考

各種委員会組織運営規則 第 14 条に基づき、理事会決議

5. 定時評議員会 開催の件

以下の通り、定時評議員会を開催したい。

開催日時：2026 年 3 月 29 日(日)13:00 開始

開催方法：JFA 会議室およびウェブ会議システム

議題：

■決議事項

- (1) 評議員 5 名 選任の件
- (2) 理事 15 名および監事 2 名 選任の件
- (3) 司法機関(規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会)の委員選任の件

■報告事項

- (4) 2025 年度事業報告および決算の件